

事 務 連 絡
令和 2 年 3 月 24 日

各都道府県・政令市住宅担当部 御中

国土交通省住宅局住宅総合整備課

公営住宅の明渡請求後に明渡義務を履行しないことに基づく
損害賠償金の徴収事務の委託について

公営住宅（公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。）の明渡請求後に明渡義務を履行しないことに基づく損害賠償金（以下、「損害賠償金」という。）については、「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和元年12月23日閣議決定）において、「公営住宅の明渡請求後に明渡義務を履行しないこと等に基づく損害賠償金については、当該損害賠償金の徴収事務の円滑かつ効率的な実施に資するよう、当該事務のうち、私人に委託することが可能な事実行為又は補助行為の範囲を明確にした上で、その運用について留意事項とともに、地方公共団体に令和元年度中に通知する。」とされました。

この対応方針を受け、損害賠償金の徴収事務のうち、私人に委託することが可能な事実行為又は補助行為の範囲を整理し、下記及び添付別表のとおり周知いたしますので、これを参考に引き続き公営住宅の適正な管理に努めていただきますようお願いいたします。

都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村（政令市を除く。）に対し、本事務連絡について周知願います。

記

第一 損害賠償金の徴収事務に係る個別の事務の民間事業者への委託についての整理

法律事務及び公権力の行使に該当する事務を民間事業者に委託することはできませんが、他方、公権力の行使に該当しない機械的事務や事実行為として行う事務、法律事務に関連する補助的な事務を民間事業者に委託することまでが禁じられているものではありません。

上記考え方を踏まえ、公営住宅における損害賠償金の徴収事務の各段階において、委託することが可能となる具体的な事実行為又は補助行為の範囲について、別表のとおり整理したところです。

第二 留意事項

一 債務者対応について

納付の呼びかけ等において、直接債務者と面接した場合において、委託した民間事業者と債務者との間で問題が生じる可能性もあることから、問題が発生した場合において、直ちに担当職員が対応することができるよう、事業主体においても万全の体制を整備しておく必要があります。

また、個人情報の保護に遺漏を生じることがないように、特段の配慮が必要です(※)。特に、債務者宅への訪問等、債務者に関する個人情報を庁舎外に持ち出す場合、その管理について万全の措置を講ずる必要があります。

二 滞納家賃徴収等の業務委託との連携について

損害賠償金の徴収事務に係る事実行為又は補助行為を委託するにあたり、民間事業者は請求書、督促状の発行元となること及び納付先となることはできません。そのため、他の金銭徴収事務とあわせて委託する場合は、債務者の混乱を避けるため請求書の発行元等を事業主体名に統一する等の対応についても検討下さい。

(※) 個人情報の保護について

民間事業者への委託を行う際には、条例等において個人情報の保護を義務付けるとともに、事業主体と民間事業者との間で締結する契約等において、個人情報保護法令の遵守等の事項を盛り込む必要があります。特に事務の内容に応じ、委託した事務を担当職員の一定の監督の下で行わせることや、情報の他用途使用の禁止、委託した事務の再

委託の禁止、機密の保持等の適正な情報の管理等を徹底するとともに、個人情報保護に関する研修を実施すること等により、厳正な取扱いが確保されるよう、十分に留意して下さい。

(別表)

公営住宅の明渡し請求に伴う損害賠償金の徴収事務において 私人に委託することが可能な事実行為又は補助行為の範囲整理表

事務の段階	委託可能な事実行為・補助行為	委託できない法律行為・公権力の行使
請求金額の決定		損害賠償金の請求額を決定すること
↓	(債務者が所在不明の場合)所在等調査を行うこと	
損害賠償金の請求	損害賠償金に係る請求書を作成・封入・送付・手交すること	損害賠償金に係る請求書の発行主体となること
↓	損害賠償金の請求時や納付期限経過後に、債務者に債務履行を促すために行う以下の事項(債務者と直接面談して行うことも可) ・損害賠償金に係る事実を伝達すること ・損害賠償金の納付を呼びかけること(事業主体の意向に即して分割納付を呼びかけることも可) ・納付に係る意思・予定時期等を確認すること ・確認した事項を記録し、事業主体に伝達すること	(分割納付とする場合)分割納付誓約書の宛名となること
納付へ向けた対応		
(督促)	損害賠償金に係る督促状を作成・封入・送付・手交すること	損害賠償金に係る督促状の発行主体となること
↓		
納付	損害賠償金の納付書を作成・封入・送付・手交すること	損害賠償金の納付先となること
↓		
法的措置	強制執行申立てに係る書類作成等の事務を行うこと	強制執行申立ての主体となること

注)「事務の段階」は一例である。